

平成 28 年 7 月 27 日

担当 浄化センター

氏名 永田 直樹

電話 内線 2612

稲村ガ崎における下水流出の海水調査結果について

稲村ガ崎における下水流出について、平成 28 年 7 月 19 日、20 日に採取した海水の水質調査結果をお伝えします。

水質調査は、海水浴場（由比ガ浜、材木座）について行い、調査方法は、神奈川県が実施している方法に準じて行いました。

詳細は、別添のとおりです。

参考

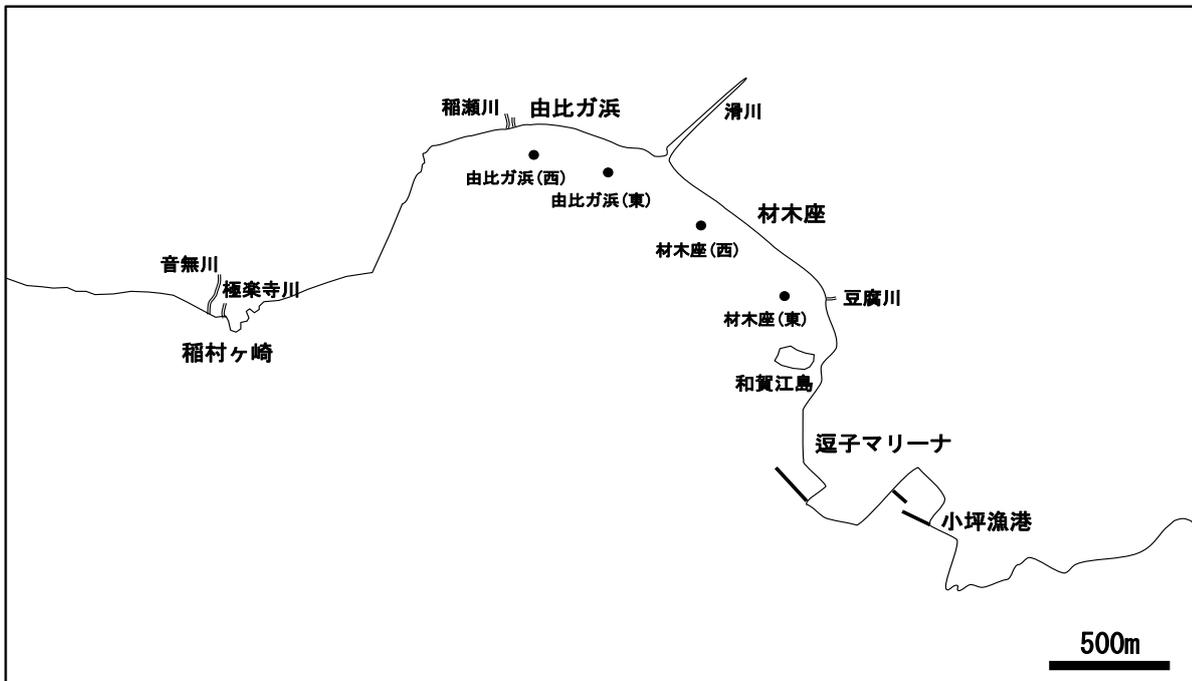
海水浴場の水質検査（平成 28 年度第 1 回）及び放射能濃度測定の結果について
神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1040604.html>

水浴場水質検査（由比ガ浜・材木座）

調査名：水浴場水質検査
調査日：平成28年7月19日～20日
報告日：平成28年7月22日
測定実施者：株式会社 日本海洋生物研究所

表 水浴場水質判定結果

水域	水浴場水質判定結果
由比ガ浜 (平成28年7月19日、20日 2地点について1日2回採水)	可(水質B)
材木座 (平成28年7月19日、20日 2地点について1日2回採水)	可(水質B)



(別紙)

水浴場水質判定基準

- 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
 - ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
 - 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - 各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - 各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - 各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - これら以外のものを「水質C」とする。
- また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (または 1m以上)
	水質A 100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (または 1m以上)
可	水質B 400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満～ 50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

- 「改善対策を要するもの」について
以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。
 - 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
 - 油膜が認められたもの。